役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎北保育園(以下「この法人」という。)の定款第8条及び 第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目 的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、理事会、監査会並びに評議委員会への出席など、法人・施設運営の ための業務にあたった都度、6,000 円を支給する。また、その他理事会が特に必要と認め る業務も同様の取り扱いとする。

(ただし、定款8条の規定により評議員に対して、各年度の総額が24,000円を超えない範囲で支給するものとする。)

(報酬の支給方法)

- 第4条 1 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営 のための業務にあたった都度、支給する。
 - 2 報酬等は現金により本人に支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の 支給の基準として公表する。

附則 この規程は、令和2年7月1日より施行する。

役員及び評議員の報酬等に関する規程 社会福祉法人 長崎北保育園